

依 中 生 の 心 得

I 校内生活

1 校内生活全般について

(1) 礼儀作法

- ① 来校者・先生・友達に会ったら進んで挨拶をする。
- ② 職員室の出入りは挨拶をし、軽く礼をする。
- ③ 言葉遣いは、正しく丁寧にする。

(2) 学習態度

- ① 常に課題をもって授業に臨み、積極的に学習する。
- ② 応答の場合には、はっきり答え、不明なことは時をみて質問する。

(3) 公共物のあつかい

- ① 公共物は特に大切にする。
- ② ガラス等学校の用具を破損した場合には、すぐ担任に申し出て指示に従う。
- ③ 節水・節電に心がける。

(4) 時間の厳守

- 日課を守り、時間を大切にする。

(5) 欠席・遅刻、その他の届け

- ① 欠席・遅刻をするときは、始業前までに保護者がその理由を担任に連絡する。
- ② 早退などは、担任・保護者同意の上で許可を得る。
- ③ 忌引きについて

死 亡 し た 者		
親 族	一親等の直系尊属（父母）	7 日
	二親等の直系尊属（祖父母）	3 日
	三親等の直系尊属（曾祖父母）	1 日
	二親等の傍系者（兄弟姉妹）	3 日
	三親等の傍系尊属（伯叔父母）	1 日
葬祭のため遠隔の地に旅行する必要がある場合には 往復に要する日数を加算することができる。		

(6) 服装・所持品

- ① 服装規定を守り、清潔で中学生らしい品位を保つ。
- ② 持ち物には記名をする。
- ③ 学習に不必要な品物、金銭は持ってこない。

2 日課にそって

(1) 登下校

- ① 登下校は別に定める時刻を守る。
- ② 登下校は通学路を守り、寄り道をせず、途中の飲食はしない。

(2) 清 掃

- ① 無言で清掃活動を行う。
- ② 清掃道具は、正しく整頓しておく。

(3) 放 課

- ① 教室の移動は、静かに早くする。
- ② 放課中に次の時間の準備をする。

(4) 給食

- ① 当番は、規定の服装（白帽・白衣・マスク）で整列し、食事の運搬・配膳をする。
- ② 当番以外の者は、手洗いをして教室にて静かに待つ。

(5) 係活動

- 週計画に従って、諸活動に積極的に参加し、けじめのある生活をする。

(6) 集会

- ① 移動は黙動で行う。
- ② 集会には節度ある態度で参加する。

(7) 部活動

- ① 積極的に参加し、心と体を鍛える場とする。
- ② 開始時刻に遅れないように参加する。
- ③ 服装を整えて練習する。
- ④ 計画的に活動をする。
- ⑤ 無断で欠席をしない。
- ⑥ 道具の後片付け、部室の整頓をきちんと行う。

(8) 授業後

- ① 用事のない者は、早く帰宅する。
- ② 最終下校時刻を守る。
部活動がない日：原則 16：20 下校完了（月曜日：15：35 下校完了）
部活動がある日：原則日没の 30 分前下校完了 最長 17：30 下校完了

Ⅱ 校外生活

1 外出

- ① 外出時は行き先・目的・同行者・帰宅時刻を告げて出かける。
- ② 生徒同士で市外へ外出する場合は保護者の許可を得る。
- ③ 生徒同士の外泊はしない。
- ④ 生徒だけの旅行、遊戯場への出入り、深夜徘徊などはしない。

2 遊び

- ① 危険な遊びを禁止する。（火遊び、路上遊び、線路上での遊び、危険場所での水泳等）
- ② 危険なものの所持を禁止する。

3 その他

- ① 学割の必要なときは、担任に申し出る。
- ② 事故が起きたり、ゆすり・たかり等の被害を受けたりしたら、すぐ警察（110 番）へ連絡する。（刈谷警察：0566-22-0110）
- ③ アルバイトについては、正規の手続きを経る。（保護者と雇用主の願書を提出のうえ、校長の許可を受ける）

Ⅲ 交通のきまり

登下校時は必ず、通学路を通る。

1 自転車運転時の心得

- ① ヘルメットを正しく着用する。（あごひも等）
- ② 車間距離を十分にとり、道路（車道）の左端、又は歩道を一列で通る。信号など交通法規を守ること。
- ③ 右折、左折のときは、左右の安全を確認する。
- ④ 一時停止箇所や踏切では、下車し、左右の安全を確認してから進む。
- ⑤ 自転車は、常に整備点検を心がける。
- ⑥ 次のことは、絶対しない。
二人乗り、信号無視、並進、狭い道に広がっての走行、かさ使用、夜間無灯火。

2 歩行時の心得

- ① 歩道のある道路では、必ず歩道を歩く。
- ② 歩道のない道路では、右端を歩く。
- ③ 横断歩道、地下道、歩道橋のある所での横断は、必ずこれらを利用する。

3 自転車許可の規定(通学用自転車)

① 車 種

普通車で前かご付、荷台、両脚スタンド、ベルまたはブザー、前照燈、反射鏡または夜光テープ、鍵を装備していること。

なお、危険防止のため、変形ハンドル、高すぎるサドル、改造車は禁止する。

② その他

- ・ 前後輪ともブレーキが完全であること。
- ・ ヘルメットに氏名を明記する。
- ・ 防犯登録をしておく。
- ・ 許可証を付ける。
- ・ 不要な付属品は付けない。
- ・ 色は派手でないものとする。

③ 自転車通学区域

- ・ 小垣江町北沢と中伊勢山北を結ぶ道路の東を流れる用水より西の小垣江地区
- ・ 高須地区と半城土（大組地区を除く）
- ・ 犬ヶ坪地区
(徒歩通学区域)
- ・ 上沢渡南、上沢渡北、半城土 6 組等

4 自転車損害賠償責任保険等

愛知県では、令和 3 年 4 月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、条例の施行に伴い、自転車損害賠償保険等の加入について、確認をすること。

なお、自転車通学者以外の生徒についても、条例上、加入は必須となり、学校生活において、学校行事や部活動、受験などで自転車を使用することがあるため、保険への加入を確認すること。

また、学生証の裏面に自転車通学許可願・保険名、保険番号をご記入すること。

5 警告書について

交通のきまりが守られなかった場合、警告書が発生する。警告書については以下の通り。

- ① 1 枚目は、厳重注意とする。
- ② 2 枚目は、1 週間の徒歩通学とする。
- ③ 3 枚目は、無期限の徒歩通学とする。
- ④ 4 枚目は、自転車通学許可の取り下げとする。

交通事故にあってしまったら

①相手の方の情報を聞く。

- ・ 大変お手数ですが、事故のことについて後で連絡を取りたいので、名前、電話番号、住所を教えてください。(免許証を提示してもらい、記載事項に間違いのないことを確認する。)

②学校に電話をしてもらう。

- ・ ご協力ありがとうございます。携帯電話をお持ちでしたら、学校にご一報いただけると助かります。刈谷市立依佐美中学校 0566-21-0487